

# 令和7年第1回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年1月26日（水）午前9時30分～11時40分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員（10名）

1番	吉留 義晃	2番	南原 奈美子
3番	赤崎 敬一郎	4番	濱田 誠
5番	前野 浩司	6番	満園 和徳
7番	山内 美千代	8番	山崎 博文
9番	坂元 兼一	10番	池山 準一

(2) 推進委員（25名）

11番	下田 保幸	12番	兒玉 伸一郎	13番	野間 菊昭
14番	池之野 智幸	15番	久保蘭 貴政	16番	水流 新藏
17番	内村 正二	18番	宮田 裕司	19番	竹井 好博
20番	長福 次美	21番	田上 政喜	22番	徳留 伸一
23番	東條 好廣	24番	平島 賢一	25番	大野 恵美
26番	堀之内 瞳	27番	上屋敷 守	28番	大迫 勝哉
29番	竹之内 重則	30番	山口 治幸	31番	狩宿 悅男
32番	宮脇 純久	33番	肝付 兼久	34番	坂元 智一
35番	村上 一徳				

(3) 職員（8名）

事務局長	松山 明浩
事務局長補佐兼農地係長	片野 好文
農地係主査	下牧瀬 嘉子
農地係主事	中山 晴天
農地係主事	今村 圭佑
担い手育成支援室長	永江 寿好
担い手支援室室長補佐兼担 い手支援係長	尾付野 直樹
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員（-名）

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について ( 5件)
- (2) 議案第2号 農地法第5条許可申請について ( 4件)
- (3) 議案第3号 農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について ( 1件)
- (4) 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について (154件)
- (5) 議案第5号 非農地証明願について ( 1件)
- (6) 議案第6号 地域計画に係る意見について ( 1件)

6 その他

- (1) 請願書（または要望書）について ( 1件)

事務局長	ただ今から令和7年第11回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、本日の出席人員報告をいたします。 本日は、農業委員、全員の出席で、定足数に達しており、総会は成立しております。 また、推進委員25名のうち、30番山口委員より遅刻の申し出があり、現在24名の出席をいただいております。 以上で出席人員の報告を終わります。 (山口推進委員は午前9時35分頃に入室、着席) それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは、審議を開始します。 本日の議事録署名者の指名をいたします。 議事録署名者は、3番赤崎敬一郎委員、4番濱田誠委員にお願いいたします。 なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いします。 次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、会務報告を終わります。
	それでは、1ページから2ページ、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (中山)	議案第1号「農地法第3条許可申請について」の11-1番から5番について説明 11-1番 所在：田原字 [REDACTED] 番3、田、農振農用地区域外、270m <sup>2</sup> 、売買による所有権移転 11-2番 所在：船木字 [REDACTED] 番1、畠、農振農用地区域外、16,039m <sup>2</sup> 、売買による所有権移転 11-3番 所在：広瀬字 [REDACTED] 番1、畠、農振農用地区域外、720m <sup>2</sup> 、所在：広瀬字 [REDACTED] 番、田、農振農用地区域内、652m <sup>2</sup> 、売買による所有権移転 11-4番 所在：神子字 [REDACTED] 番1、畠、農振農用地区域外、216m <sup>2</sup> 、所在：神子字 [REDACTED] 番、畠、農振農用地区域外、288m <sup>2</sup> 、所在：神子字 [REDACTED] 番1、田、農振農用地区域内、713m <sup>2</sup> 、贈与による所有権移転

事務局 (中山)	11-5 番 所在：鶴田字 [REDACTED] 番、田、農振農用地区域内、1,237 m <sup>2</sup> 、所在：鶴田字 [REDACTED] 番 1、畠、農振農用地区域外、972 m <sup>2</sup> 、贈与による所有権移転 以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。11-1 番、お願いします。
15番委員	場所は佐志の [REDACTED] の近くにあります、 [REDACTED] さんの家の横にある並びの3枚のうちの1枚で、前の総会で、3枚のうち2枚は上がって、3枚のうち1枚は書類が遅れたみたいで、今回の総会に上がったみたいです。田んぼについては、今年も営農されていて、進入路、境界等は問題ありません。あの家を建てたことによって、隣の3枚の田んぼに悪い影響があるんじゃないかな、迷惑をかけるんじゃないかなということで、 [REDACTED] さんのほうから、地主さんに声をかけて、この3枚の田んぼを買って営農するということで了承を得ているようです。以上です。
議長	11-2 番、お願いします。
16番委員	該当地は過去、茶畠でありまして、茶が伸び放題になっておりまして、現在は管理はされておりません。従って、雑草もあいまって原野という状況です。令和4年には、あっせんの申し出もありましたけれども、成立には至らなかった農地であります。いただいた情報、それから代理人の行政書士への聴取、そして改めて事務局への確認等を総合的に勘案しますと、このままでは非農地になることは避けられない、非農地になることを待つというような状況ですので、受け止めざるを得ない申請かなと考えております。このような状況ですから、境界、進入路、用排水等については、判断できる状況ではありません。売買に際して、確認されるものと思います。ただ、隣接農地への悪影響は無いと判断しております。以上です。
議長	11-3 番、お願いします。
14番委員	渡人の [REDACTED] さんは、以前から農地の処分を進めており、現在耕作中の [REDACTED] さんに、安くてもいいから買ってもらえないかという話を持つて行って、 [REDACTED] さんが快く受けたということです。進入路、排水、境界等は問題ありませんでした。以上です。
議長	11-4 番、お願いします。
25番委員	[REDACTED] さんと [REDACTED] さんは兄妹で、 [REDACTED] さんが高齢で、地元に帰ってくることはないということで、地元にいらっしゃる [REDACTED] さんに所有権を移転したいと相談されたそうです。 [REDACTED] さんは今、耕作準備中ということでした。境界、進入路、用排水路等は、特に問題ありませんでした。
議長	11-5 番、お願いします。
24番委員	今回の渡人と受人は姉妹でございます。渡人の姉の [REDACTED] さんから妹の [REDACTED] さんに贈与という形での所有権移転となりました。今耕作を [REDACTED] でされている方が、こちらまで来てするということでした。田んぼについて

24番委員	ては現在も利用されているようですが、畑については数年、作られていないですが、耕作をしていくと伺っております。進入路、用排水路等、何ら問題ございませんでした。以上です。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明に関して、ご意見・ご質問はありますか。
3番委員	11-2番について、今後は■さんが耕作をしていくという話が事務局にあったのかお伺いしたいと思います。
事務局 (中山)	今回の話は、行政書士からいただいた話で、管理をされていない茶畠で、伐根して、飼料用の草の種を播いて、それを育てた上で、畜産農家に買い取ってもらうという話を進めているという話でした。最初は、5条申請をして採草放牧地にするということで持ってこられたんですけれども、話を聞いていると、種を播いて、草を育てて、それを収穫して販売するということで、飼料畠として利用するとしたほうが正しいんじゃないかということで、3条申請をお願いして、今回の申請に至ったということでございます。以上です。
議長	よろしいですか。他にございませんか。 私が確認させてください。11-1番について、3枚で270m <sup>2</sup> ですか。この金額は、3枚合わせての金額ですか。
15番委員	その場所に3枚、並びであって、その3枚を■さんが購入する。2枚は前の総会でとおっています。1枚が漏れていて、今日の総会にあがってきています。270m <sup>2</sup> で432,000円です。3枚のうち1枚が九電の電柱が立っている場所があって、そこを購入するときに、地主さんとの交渉のときに、九電さんが坪、180万円くらいの単価の金額を出されたらしいです。その当時の見積を、■さんに提示されたらしくて、■さんも了承したということで、3枚とも同じ単価となっております。
議長	他にはございませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の11-1番から5番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の11-1番から5番は、許可することに決定いたします。
	次に、3ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-1番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-1番について説明 11-1番 所在：二渡字■番1、田、農振農用地区域外、925m <sup>2</sup> 、地種：第2種農地、形態：転用、用途：駐車場・資材置場用地、施設：駐車場・資材置場、施設面積：925m <sup>2</sup> 、申請事由：申請地を譲り受け（売買）、駐車場・資材置場を設置したい。

事務局 (片野)	申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。11-1番、お願いします。
22番委員	ここは、[REDACTED]の[REDACTED]さんの住宅の隣接する田んぼになります。6年前くらいから耕作者がいなくて、セイタカアワダチソウが栄えた所で、ちょうど道路にも隣接しているもんですから、墓があつたりして、利用される方も多いですけれども、見通しが悪くて、私も何回かボランティアで、草払いに行ったことがあるんですけども、ここは、地域からも色々要望があって、お前のところで管理をしてもらえるように、どうにかならないのかという話は、前から出でていたんですけれども。相続関係の問題で時期が遅くなつて、今になつたところです。その隣は去年、もう埋め立ても終わっているところなんですねけれども、進入路、排水、境界等はしっかりといる場所でありますので、よろしくお願いします。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。 (なしの声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-1番は、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-1番は、許可することに決定いたしました。
	次に、3ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-2番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-2番について説明。 11-2番 所在：船木字[REDACTED]番、畠、農振農用地区域外、856m <sup>2</sup> のうち224m <sup>2</sup> 、所在：船木字[REDACTED]番3、畠、農振農用地区域外、245m <sup>2</sup> のうち94m <sup>2</sup> 、地種：第2種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：147.33m <sup>2</sup> 、申請事由：申請地を借り受け（使用貸借）、隣接する宅地の一部と一体利用して、一般住宅を建設したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。11-2番、お願いします。

16番委員	貸人の家の前の農地です。現在住んでおられる家が、築40年くらいで、冷暖房に対する性能も悪いということも含めて、築年数も経ってきましたので、将来に備えて新築をされるということあります。他に適当な土地も無く、現在の家の前で、場所的にも問題の無い所ということでありますので、やむを得ない申請かなと考えているところであります。境界、進入路、用排水等には全く問題ありません。以上です。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明。 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。 (なしの声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-2番は、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-2番は、許可することに決定いたしました。
	次に、3ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-3番を議題といたします。 なお、4ページ、議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番は関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-3番について説明。 所在：時吉字[REDACTED]番3、田、農振農用地区域内、327m <sup>2</sup> 、所在：時吉字[REDACTED]番3、田、農振農用地区域内、198m <sup>2</sup> 、地種：農振農用地、形態：転用、用途：駐車場用地、施設：駐車場、施設面積：525m <sup>2</sup> 、申請事由：申請地を借り受け（賃貸借）、駐車場を設置したい。
	議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番説明（用途区分の変更） 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものあります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。議案第2号の11-3番、議案第3号の1番、お願いします。
11番委員	[REDACTED]さんは、シクラメンを中心に経営されております。数年前より直売をするということで、隣の田んぼを駐車場として利用したいということだったんですけども、もう既に、駐車場として利用されております。私も、農地パトロール等で利用状況を知っていたんですけども、申請状況

11番委員	を聴いていなかったということで、私としても反省しております。現地は、進入路、境界、用水路等には問題無いと思いました。以上です。よろしくお願いします。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	<p>農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明。</p> <p>総合意見としまして、許可相当。ただし、申請地について、農振農用地の用途区分変更の決定があった場合に限る。（設置済のため追認）なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。</p> <p>また、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-3番は、農振農用地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取します。</p>
議長	<p>ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。</p> <p>（なしの声）</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-3番は、農振農用地の用途区分変更を条件として、許可することに賛成の方、併せて、議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番は、農振農用地の用途区分変更を承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-3番は、農振農用地の用途区分変更を条件として許可することに決定いたしました。</p> <p>また、議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番は、農振農用地の用途区分変更を承認することに決定いたします。</p> <p>なお、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-3番は、農振農用地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。</p>
	<p>次に、3ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-4番を議題といたします。</p> <p>事務局の議案説明をお願いします。</p>
事務局 (片野)	<p>議案第3号「農地法第5条許可申請について」の11-4番について説明。</p> <p>11-4番</p> <p>所在：船木字 [REDACTED] 番 4、畠、農振農用地区域外、1,012 m<sup>2</sup>、地種：第2種農地、形態：転用、用途：建売住宅用地、施設：建売住宅3棟、施設面積：301.41 m<sup>2</sup>、申請事由：申請地を借り受け（売買）、建売住宅を建設したい。</p> <p>申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。</p>
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明を

議長	お願いします。11-4 番、お願いします。
16番委員	<p>該当農地は、申し分の無い、りっぱな農地でありますけれども、周りがほとんど住宅地ということです。大字は船木になってていますけれども、いわゆる転入者の多い五日町地区です、ここは。そういうことで、ここに建売住宅を作るということについては、受け止めざるを得ないと思っておりまして、申請はやむを得ないものかと思います。もちろん、そういう状況ですので、境界、進入路、用排水とかは、全く問題ございません。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局 (片野)	<p>農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明。 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。</p>
議長	<p>ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-4番は、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-4番は、許可することに決定いたしました。</p>
事務局 (下牧瀬)	<p>次に、5ページ、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の、中間管理権と利用権設定の総括表について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の5ページ、中間管理権と利用権設定の総括表について朗読及び説明</p>
議長	<p>それでは、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定を議題といたします。</p> <p>本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が24件ありますので、その案件を先に審議いたします。</p> <p>まず初めに、7ページの11-15番から16番を議題といたします。</p> <p>[ ] 委員の退室をお願いします。{ [ ] 委員退室 }</p> <p>事務局の議案説明をお願いします。</p>
事務局 (下牧瀬)	<p>議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の7ページ、11-15番から16番について朗読及び説明</p>
議長	<p>ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありますか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p> <p>議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の11-15番から16番は、妥当とすることに賛</p>

議長	成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の11-15番から16番は、妥当とすることに決定いたします。
	■委員の入室をお願いします。{■委員入室}
	次に、11ページ、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の11-42番から44番を議題といたします。
	■委員の退室をお願いします。{■委員退室} 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の11ページ、11-42番から44番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の11-42番から44番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の11-42番から44番は、妥当とすることに決定いたします。
	■委員の入室をお願いします。{■委員入室}
	次に、13ページから16ページ、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の11-60番から77番を議題といたします。
	■委員の退室をお願いします。{■委員退室} 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の13ページから16ページ、11-60番から77番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の11-60番から77番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の11-60番から77番は、妥当とすることに決定いたします。
	■委員の入室をお願いします。{■委員入室}
	次に、20ページ、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見

議長	について」の農地中間管理権及び利用権の設定の 11-114 番を議題といたします。
事務局 (下牧瀬)	<p>委員の退室をお願いします。 { [REDACTED] 委員退室}</p> <p>事務局の議案説明をお願いします。</p> <p>議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の 20 ページ、11-114 番について朗読及び説明</p>
議長	<p>ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p> <p>議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の 11-114 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の 11-114 番は、妥当とすることに決定いたします。</p> <p>[REDACTED] 委員の入室をお願いします。 { [REDACTED] 委員入室}</p>
事務局 (下牧瀬)	<p>次に、6 ページから 27 ページ、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。</p> <p>事務局の議案説明をお願いします。</p> <p>議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の 6 ページから 27 ページ、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明</p>
議長	<p>ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p> <p>議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。</p> <p>ここでしばらく休憩します。</p> <p>(午前 10 時 40 分から 10 時 45 分まで、約 5 分間休憩)</p>
議長	<p>それでは、再開します。</p> <p>次に、28 ページ、議案第 5 号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。</p>
事務局 (片野)	<p>議案第 5 号「非農地証明願について」の 11-1 番について説明 11-1 番 所在：船木字 [REDACTED] 番 2、田、農振農用地区域内、1,562 m<sup>2</sup>、判定地</p>

事務局 (片野)	目：原野、利用状況：耕作放棄地、所在：船木字[REDACTED]番1、田、農振農用地区域内、501 m <sup>2</sup> 、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地
議長	ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果報告をお願いします。11-1番、お願いします。
16番委員	2筆とも、本年の9月に農業委員会に対して、あっせんの申し出があった農地であります。その際に調査を依頼されまして、調査をしました。いずれの農地も長く耕作をされておられませんで、農地としての使用は無理である、従って、あっせんできませんということを、事務局にも報告していましたところであります。今回、改めて、また非農地証明願が出されたということで調査をしましたけれども、いずれも長く耕作されていませんので、山林に近い原野ということについて、再確認しました。立地も、後ろに山を抱えたりして、あまりいい所ではありませんし、願出人は所有者の息子さんになられますけど、営農の意思は無いということですので、やむを得ない申請と考えております。以上です。
議長	ただ今の議案説明及び現地調査の結果報告について、ご意見・ご質問はありませんか。
3番委員	農振農用地ということで、これまで、耕作の指導とか、農業委員会でしていなかつたんですか。また、農振農用地の見直しのときに、外すことはできなかつたんですか。
事務局長	どの農地もですが、農地の利用状況確認ということで、推進委員さんは皆さん、担当地域を回られると思いますが、その中でも上がってきていない農地ではあります。農業委員会としても、非農地判断、非農地証明をしたこともなく、そういう判断をしていれば、前回の農振農用地の見直しのときに、担当部局に情報提供とかしていたところなんですが、それもしておりませんでしたので今回、所有者の息子さんの申し出によって、調査し、非農地の状態が判明したところであります。
22番委員	今の説明のところで、下の[REDACTED]番1が今後、原野扱いになると、今後ほとんど管理されないと思うんですが、ここは[REDACTED]に出る直線の町道なんです。通られた方は分かるんですが、田んぼのほうから草が道路のほうに倒れてきていて、車が行き違いするのにも困るくらい栄えてくる、そういう原野になっています。今後、町としても管理していくには結構、大変な場所かなと思うんですけども、そこも含めて、事務局は何か考えがあるのでしょうか。
事務局長	ここに限らず、農業委員会で農地性が無いと判断した農地については、非農地証明、非農地判断を出しているところですが、それを基に地目を変えられると思われます。変えた後も、実際、その人の所有としては変わりませんので、地目が農地であれ、何であれ、他のところに迷惑がかかりそうなときは、ご自分の管理責任の基に、適正な管理をしていくていただきたいというふうになろうかと思います。農地じゃなくなってくると、農業委員会としても手は出せないところではあるんですけども、土地の管理という観点では、引き続き管理をしていただきたいというところでございます。
議長	他にありませんか。

議長	(なしの声あり) よろしいですか。無いようですので、採決いたします。 議案第5号「非農地証明願について」の11-1番は、妥当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第5号「非農地証明願について」の11-1番は、妥当とすることに決定いたします。
事務局長	次に、議題(6)「その他」ですが、委員の皆様から議案はありませんか。 (なしの声あり) 事務局から議案はありませんか。
議長	議案第6号として、「地域計画に係る意見について」の審議をお願いいたします。
事務局長	ただ今事務局より、「地域計画に係る意見について」を議題としたい旨、申出がありました。 申出を受け、議題としたいと思いますが、よろしいですか。 (はいの声あり) それでは、議案第6号「地域計画に係る意見について」を議題とします。 事務局の議案説明をお願いします。
議長	議案第6号「地域計画に係る意見について」説明 (さつま町地域計画のうち鶴田区内の計画変更について農業委員会の意見を伺うものであることを説明)
担い手支援室長	ただ今の議案説明について、さつま町担い手支援室から、補足説明をお願いします。
担い手支援室(尾付野)	議案第6号「地域計画に係る意見について」説明 (地域計画の変更手続きを説明)
議長	ただ今の議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
15番委員	計画の見直しをしたら、また農業委員会に出すことになりますか。
担い手支援室(尾付野)	今回と同じ段取りを踏みます。まず、考える会を開催していただき、その結果を私にいただいて、ホームページで協議の結果を公表します。それと、農業委員会、農協、地域振興公社、それと土地改良区にも意見を伺います。農業委員会ではこのように総会で審議していただいて、意見書を提出していただきます。どこの地区も一緒の段取りになります。
議長	他にありませんか。
4番委員	今回9ヘクタールほど追加されるようですが、当初から入っていなかつたのはなぜですか。

担い手支援室（尾付野）	<p>当初の計画には、中山間地域等直接支払や多面的機能支払に取り組んでいる農地を中心に入れていきましたが、今回はそれに入っていたかった地区的農地を追加しています。</p>
議長	<p>他にありませんか。          (なしの声あり)          よろしいですか、それでは採決いたします。          議案第6号「地域計画に係る意見について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。          (全員挙手)          全員賛成ですので、議案第6号「地域計画に係る意見について」は、妥当とすることに決定いたします。</p>
議長	<p>事務局より、ほかにありませんか。          (ありません。)          無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。</p>
11番委員	<p>次に、会次第6の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか</p>
11番委員	<p>地域計画の見直しは1年に1回しないといけないと思うんですが、その段取りはどうなっていますか。</p>
担い手支援室（尾付野）	<p>鶴田区から、農業を考える会をいつ開催したい、また内容についても、こちらに連絡がありました。82筆の追加をしたいということでいただきました。会議で承認されたときには、私が地域計画に入る書類を作り、書類ができた段階で、このように審議していただくことになります。結果をいただいて、2週間公告という作業があります、2週間たたないと正式に決定にならない。追加したい地区があれば、早めに検討されて、地区から、考える会をいつ開催しますという連絡を担い手支援室にいただければ、各班がありますので、調整をして、考える会に臨みたいと思います。</p>
11番委員	<p>変更があった場合にそちらに申請するんですか。</p>
担い手支援室（尾付野）	<p>年に1回は協議を持ってもらうということでお願いしています。例えば、土地の追加が無くても、耕作者の変更とか、そういうことを含めて、年に1回は協議を持っていただきたい。全然変わらなくても、そういう協議の場を、情報共有の場としても、考える会を活用していただけたらと思います。</p>
議長	<p>今日はこうして、鶴田地区の地域計画の見直しについて出ていますが、今後は、他の地域でも、年1回は地域計画の見直しとか、打合せは必ずあると思いますので、必ず、担い手支援室と連絡をとって、対応していただきたいと思います。</p>
13番委員	<p>公民館長がそういった認識が全く無いんです。どういうふうに進めているのか分からなくて、この間話を聞いて、やっと編入するところを耕作者から聞きましたので、今月いっぱいに出そうと思っているんですけども、もう1回館長会で、ちゃんと話をして欲しいと思っています。今月いっぱい湯田は、編入する畑を全部出そうと思っているんですけども、担い手支援室でそれをまとめて、会をするためにはどのくらい期間がかかります</p>

13番委員	すか。
担い手支援室（尾付野）	筆数にもよりますが、今回は82筆でしたが、1ヶ月くらいはかかります。新たな農地に耕作者を紐付ける作業がありますので、2週間から1ヶ月くらいは時間をいただきたい。そのあと、農業を考える会に資料として、皆さんで協議する際に、提出させていただきます。
13番委員	1ヶ月くらいかかるとして、3月まででいいんですか。
担い手支援室（尾付野）	できれば、2月の農業委員会総会には、全地区かけられたらなと思います。変更があると農業委員会に諮らないといけませんので。2月の総会にかけて、それから公告が2週間ありますので、3月の末には、変更された計画ができるというタイムスケジュールでいくと、変更があるところは、1月いっぱいまでに、考える会をしていただけたらありがたいです。変更が無いところは、翌年度以降でもいいよというところは、そんな縛りはありません。夏にあった公民館長の研修会でも一応、お話はしてあるんですが、今後そういった会がありましたら、年に1回、農業を考える会を開催していただきたいという話はしていきたいと思います。担い手支援室としても、区長さんからの連絡があります。
議長	公民館長の会議で、担い手支援室から、地域計画の見直しのために、年に1回は農業を考える会の開催をしてください、そして、変更が無かったとしても報告をくださいと、伝えていただきたい。
担い手支援室（尾付野）	農業を考える会には、町のほうから5班に分けて担当者が出席します。会議の情報をこちらに持って帰って来てもらうことになっていますので、年に1回の開催を伝えてあるんですけども、来月館長の会議があるみたいですので、その場でも伝えたいと思います。農業委員さん等に聞かれたときは、その旨をお伝えください。
議長	他にありませんか。
6番委員	今の件ですけど、鶴田は急遽、今回入れたんですけども、今、野間推進委員が言われたのは、確かに分かります。私のところの館長もどちらかと言えば非農家なんですけど。私のほうから館長に話して、日程を決めて、担い手等にも連絡をとりました。農業を考える会では、今までの計画に入っていない土地を組み入れるか入れないかという問題だと思います。鶴田の場合、今年、後から入れた分が田間田地区となっていたので、その周囲の9町くらいを新たに組み入れた感じです。鶴田のメインの田んぼの表通りはほとんど入れました。だから、来年以降は、野間推進委員の担当のところの湯田原地区、あの畑地をどうにかしないといけないね、来年以降に組み入れようかと。今後、集積事業を考えていらっしゃれば、なるべくそういうところは組み入れておかないと、地域計画に入れておかないと、集積事業には入らないということもあったもんですから、急遽、そういう恰好で段取りをしたということです。以上です。
議長	各地区の館長さんには、認識の差があると思いますので、委員の皆さん、推進委員の皆さん、出席された場合は、今言われたことを頭に置いて、しっかりと協議をしてください。よろしくお願ひします。
	その他で、委員の皆様より、何かありませんか。

議長	(なしの声) 事務局より、何かありませんか。
事務局長	<p>農業委員会に対して提出されている請願書（又は要望書）について、経緯、回答方針等を説明及び提案。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出者住所 [REDACTED] 番地</li> <li>・提出者氏名 [REDACTED]</li> <li>・請願（又は要望）の内容 農業委員会からの非農地通知の発行の遅延により支払ってしまったさつま土地改良区の経常賦課金（2ヶ年分）の返還、または相応の減免措置の実施を求める。</li> <li>・農業委員会の回答方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>一、当農業委員会は、請願（又は要望）者の管理している一部の農地を、過去に非農地判断していたが、その旨を速やかに通知していなかったことについては、お詫びする。</li> <li>二、非農地判断後に支払われたさつま土地改良区の経常賦課金（2ヶ年分）の弁償については、応じない。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>請願（又は要望）者から提出された請願書（又は要望書）には、「当該土地は実質的に農地として利用されておらず」との記載があり、以前より当該農地の状態を認識していたと思われ、農業委員会の非農地判断の有無にかかわらず、土地改良区に対して直接、当該農地の状態を説明（相談）していれば、経常賦課金の支払い義務を無くする手続き（地区除外の申請）について案内がなされ、それに沿うことにより手続きを開始することは可能だったと判断するため。</p> <p>なお、回答書の具体的な内容については、会長に一任したい。</p>
議長	ただ今の説明及び提案について、ご意見・ご質問はありませんか。
5番委員	私はこの現地に立ち会ったんですが、これは本人が非農地にしてくれと申請した土地ではなくて、農業委員会が非農地にしたほうがいいんじゃないかという思いで、確か現地を確認したと思います。要望が無くて僕らがやったことですから、それを、どうのこうのと言われても困ります、という回答をしました、土地改良区で。本来なら、土地改良区で作った土地は、非農地にはできないという、農林水産省はそう見ております。公共投資の入っている農地は原則、非農地にはできないというのを、今日、もう1回認識して。100年はそのままにしておかないといけないという決まりがあるそうです。ですから、そう簡単に農地を転用してもらっても困るということだけは皆、認識しておかないとこういう事態になるかもしれません。
13番委員	今農業委員会で、農地パトロール等をして、非農地判断をしていますが、そう考えると、もうしないほうがいいんじゃないですか。本来なら、地権者が、この農地は農地として使えませんということを申告すべき問題じゃないかと思うんですが。
事務局長	今回みたいな請願が来ると、こちらとしても動きづらい、活動がしづらいなというところはあるかと思います。ただ、農林水産省は、農地の現況で、農業委員会として非農地判断の手続きはしなさいよという通知もあることから、やっぱり継続はしていかなければならないと思っております。ただ、やはり相手の受け取り方によっては、慎重にしないといけないと思

事務局長	います。いろんな意見があります。私共は、非農地通知を渡して、よかつた、これで地目を変えられる、ありがとう、という方が大半であったものですから、それにちょっと甘えていたところもあるんですけれども。今回みたいに、おっしゃるとおり、非農地通知を1年半以上していなかったところはお詫びしないといけないとも思いました。顧問弁護士にも、そうと言われたところです。ただ、自分の所有物は、自分で管理していかなければいけないというところがあると思いますので、農業委員会が一方的に悪いのではなくて、所有者として自分でちゃんと申告する権利は、自分の土地だから、あるはずですので、ほったらかしにしないで、それを行使していただきたいなと思っているところです。この非農地判断、非農地証明の事務、手続きについては、今後も続けていきたいと思っておりますので、皆さんのご協力をお願ひいたします。相談に来られる方の話はよく聞きながら、相手が何を考えていらっしゃるのか、よく聞きながら、こちらも慎重に対応をしていきたいと考えておりますので、今後もご協力をお願ひいたします。
13番委員	私も回っていて、否定的な人はいないんですよ。本当に何とかして欲しいという人がほとんどなんです。今回のようなことがあると、土地改良区としても、皆さん知らないと思うんです。補助金を使って改良した土地はどうなんだと、地権者がほとんど知らないんじゃないかなと。だから、こういう問題が出てくると思うんで、土地改良区としても、そういう周知をしていかないといけないんじゃないかなと思います。
議長	他にありませんか。
16番委員	農業委員会がやる非農地調査の目的を、農地の実態を把握するということに、きちんと整理をして、それと非農地判断あるいは、非農地証明を関連づけるとものすごく難しくなるので、私は、自分たちの町の農地の状況を把握する、そのためにやるんですよと、ただ記録を残してあるから、もし非農地証明願を出したいんだけどという相談があれば、参考に見て、分かりました、既に確認はしております、というような、そういう具合に整理をしないと、兼ねているとすると非常に難しくなると思うんですが。
事務局長	おっしゃられるとおりで、私共は、非農地証明、非農地判断をします。利用状況を見てそれを判断しているわけで、農林水産省からの指示では、判断をしたら、速やかに関係者に知らせなさいよ、というのがあるわけなんです。それをしてなかったというところは、やはりお詫びしないといけないところかなと考えているところでございます。おっしゃられるとおり、私共は現状把握で、地目を判断していくのは、以前も変わらなかつたところなんですけれども、今回、こういった方向からのご意見をいただいたのは、初めてで、私も対応に困ったものですから、専門の方にもご意見を聞きながら、そして皆さんのご意見も聞いて、今後の手続きに入ろうかなと考えたところでございました。
3番委員	農業委員会は判断はしますけど、地目変更の申請は、本人が法務局で行うことになり、法務局でも調査をされると思いますので、農業委員会とは関係ないような気がするんですけど。
9番委員	経常賦課金の弁償の問題があるから、こういう請願が上がってきている。土地改良区のところが問題になっている。

事務局長	<p>土地改良区としましても 4 月 1 日という基準日も持っています、その基準日以降に手続きがなされた分については、その年度分の賦課金はいただくというようなルールになっているようでございますので、4 月 1 日以前で、地区除外の手続きをするというのが原則になっているようです。申出人が言われるには、農業委員会が非農地判断をして、速やかに通知をしておけば、私は支払う必要はなかったのにという言い分です。この地区除外の手続きというのは、ご存知の方もいらっしゃると思いますが、経常賦課金の 10 年分、決済金と言いますが、それを支払わないと地区除外されませんので、本人がそれをされていたかというところも定かではないです、10 年分ですので。通知が無かったことを言わればそれまでなんですかでも、ただ通知が無くても、自分の農地ですので、この文書にありますとおり、本人も認識されていることから、早くに、土地改良区に相談されれば、私共の非農地判断より早くに、そういう手続きに入れた可能性もあるというところで、一概に農業委員会の通知の問題だけではないですねということで、今回の回答方針を作ったところでございます。この 2 番も弁護士からのアドバイスで作成したところでございます。</p>
議長	<p>今回の件については、我々としても、年に 1 回くらいは土地改良区と話し合いの場を持ったらと思っております。今日出された意見等を十分考慮しながら、今後対応していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>この件について、採決したいと思います。よろしいですか。</p> <p>(はいの声あり)</p> <p>農業委員会に対して提出されている請願（又は要望）書に関する回答方針は提案のとおりとし、回答書の具体的な内容は会長に一任することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、農業委員会に対して提出されている請願（又は要望）書に関する回答方針は提案のとおりとし、回答書の具体的な内容は会長に一任させていただることに決定いたします。</p> <p>ほかに、事務局から事務連絡はありませんか。</p>
事務局	<p>(事務局より協議・連絡事項あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動記録の徹底について（農家との会話、話し合い参加、利用状況巡視、戸別訪問アンケート（意向確認）実施など）</li> <li>・各地域での非農地調査の実施について（協力のお願い）</li> <li>・各区の農業を考える会について（班内で情報共有、出席依頼）</li> <li>・農業者年金オンラインセミナーについて（12/9 開催）</li> <li>・田畠の賃借料アンケート実施について</li> <li>・総会等に日程について（令和 7 年 12 月～令和 8 年 3 月）</li> <li>・来年用の委員手帳の配付について</li> </ul>
議長	<p>ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。</p> <p>無いようですので、以上をもちまして、令和 7 年第 11 回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼</p>

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会長

委員

委員